

日本学術会議 法学委員会「新たな人権の研究」分科会 第5回会合 議事録

- 日時：2025（令和7）年7月13日（日）14：00～17：00
- 会議方式：オンライン（Zoom）
- 出席者：川嶋、小畑、只野〔委員長〕、三成賢次、南野、相澤、江島、大河内、木村、葛野、國分、齊藤、鈴木、建石、中坂、糠塚、林、松本、三成美保、宮本、來田、（敬称略、名簿順）

欠席者：大久保、愛敬、榊原、笹倉、平田、平山、小澤（敬称略、名簿順）

議事録作成者：林

■ 議事概要

はじめに、只野委員長より開会のあいさつがあり、本日の分科会の報告者2名とそれぞれの報告概要が示され、報告後に事務協議を行うことについて説明があった。

1. 報告

（1）定延利之日本学術会議第一部会員（言語・文学委員会言語コミュニケーションと共生分科会委員長）「言語権について」

定延会員より、資料に基づき上記表題についての報告がなされ、その後、質疑応答及び意見交換が行われた。報告では、日本社会は「健常な日本語母語話者」が圧倒的多数を占め、聾者・発達障害者・精神障害者・ひきこもり者・言語障害者・日本語学習者・少数言語母語話者・異文化出身者などを含む「言語的少数者」が日常的に不利益を被っているが、他の障害と同様に言語障害の多くは個人の内的問題ではなく、社会の側に起因する（障害の社会モデル）との見解が提示され、言語的少数者の「言語権」として捉えて社会へ浸透させていく必要性について報告がなされた。本報告は、「言語コミュニケーションと共生分科会」としての意思の表出等の可能性について、当分科会との意見交換の場としての意味をも有した。

（2）小池振一郎弁護士（日弁連政府から独立した人権員会委員長）「国家人権機関設置をめぐる動向」

小池弁護士より、資料に基づき上記表題についての報告がなされ、その後、質疑応答及び意見交換が行われた。報告では、日本における「国家人権機関」設置について、①個別事件の調停・勧告による人権救済、②法改正や政策提言、③国民・企業向けの人権教育、④他国機関や国連との国際協力のために、国家予算と公的権限に基づく実効性を有する独立機関の必要性が説明された。併せて、韓国人権委員会（2001年設立、約200名体制、拘禁施設調査権限）やフィリピン大統領人権委員会（1986年憲法機関化）の事例報告がなされ、日

本でも 2012 年に人権委員会設置法案が策定されており、ビジネスと人権の観点からも国家行政組織法 3 条に基づく委員会設置が必要であると説かれた。

2. 今後の分科会の運営について

只野委員長より、前回分科会において決定した報告をまとめる方針に基づき準備を進めていること、次回分科会は秋から年内に 1~2 回開催予定であること、また、日本学術会議法案の成立過程および同法付帯決議について説明があった。